

2006年8月1日

榎本さん訴訟、高裁判決を受けて

京都大学・原子炉実験所 小出 裕章

判決を読んでまず去来した思いは、呆れたというものである。そして、次に来た思いは、これが日本の裁判の現実だということであった。希望を言うことができるなら、裁判官にもっと勉強してもらいたいと思う。そして、裁判官こそ人を裁くだけの人間であって欲しいと思う。

人類が放射線を発見したのは1895年のレントゲンによるX線の発見が初めてであった。以降、多くの研究が積み重ねられ、また、たくさんの悲惨な被曝を経験しながら、科学的な知見が増えてきた。その結果、どんなに低線量の被曝であろうと危険は必ずあるということが分かってきたのである。その低線量での被曝の影響が、高線量での影響と比例関係にあるというのがLNT仮説と呼ばれるものである。私自身は、保健物理学の父と呼ばれたK.Z.モーガン、あるいはJ.W.ゴフマンが主張しているように、そして原爆被爆者の疫学データが示してきたように、低線量での影響はむしろ高線量での影響より大きいと思う。

しかし、少なくともLNT仮説は現時点での科学的な知識から、疑うことのできない仮説として、原子力を推進する世界各国すらが認めてきた仮説なのである。だからこそ、日本の法令でも人々の被曝に制限をつけなければならないのである。そのことを、私は、一審以降提出した8通の意見書で中学生にも分かる様に解説してきた。科学は一步一步進むものであり、現在という時点も含め、どんな時でもすべてが明らかになるのではなく、科学は常に仮説に基づいて進むのである。その時々での最良の知見を集めたものが科学なのであり、LNT仮説も現時点での「科学的知見の裏付け」に基づいた仮説なのである。

それにもかかわらず、今回の判決では「LNT仮説は、放射線防護の観点から、安全側の評価となることから導入された仮説であり、一般的な科学的知見の裏付けがあるものではない」と一審被告側の主張そのままの文言で切り捨てた。この一点だけをとっても、裁判官に科学に対する基礎的な知識が欠如していることを、如実に示している。今回の判決を書いた裁判官に、今一度、科学的知見の有する意義について、正面から向き合って、真摯に学んで欲しい。

ただし、裁判官もサラリーマンである以上、仮に正しい知識を持っていたとしても、国の原子力政策に反対しては出世を望めないであろう。卑屈とも、哀れとも思う。しかし、それが現実であることを私はたびたび経験してきた。それでも私は願う。裁判官たるもの、人を裁くにふさわしい人間であって欲しい。他人の土地にウランを含んだ残土を放置し、撤去すると約束しながら撤去先がないとの理由で10年以上に亘って放置を続けてきたのは一審被告である。挙句の果てに、7億円もの費用をかけて、それをアメリカ先住民の土地に捨てに行ったのも一審被告である。なぜなら、それが毒物で、日本国内には他に押し付け先がなかったからである。仮に、LNT仮説が低線量被曝の影響を大きめに評価していたとしても、被曝すれば危険があるということ自体は、いかなる科学的根拠をもって疑うことのできない真実なのである。

一審原告の榎本さんが被害を心配するのは当然のことだし、榎本さんはやむに止まれぬ思いで裁判に訴えたのである。しかし、判決は、榎本さんの控訴を全て棄却し、「訴訟費用は、第1,2審とも1審原告の負担とする」と書いた。誠に、血も涙もない。到底許容しがたい判決である。